

(公印省略)

福 第1287号  
令和5年6月15日

地域密着型サービス事業所 管理者 殿  
総合事業指定事業所 管理者 殿

大 牟 田 市 福 祉 課  
介護保険担当課長 龍 俊彦

令和4年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算及び  
介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告の提出について(通知)

このことについて、加算を算定した介護サービス事業所等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告書を提出することとなっています。

つきましては、令和4年度最終の加算の支払月が本年5月となるため、7月末が実績報告書の提出期限となりますので、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

なお、福岡県に実績報告を提出された法人も、地域密着型、総合事業の事業所がある場合は大牟田市にも提出が必要です。

記

1 提出期限

**令和5年7月31日(月) (必着)**

2 実績報告に必要な書類

●介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書

※別紙様式3-1、3-2 (ベースアップ等支援加算を取得した場合は別紙様式3-3)

※様式が変更されていますのでご注意ください。

※色付きのセルを入力してください。(色が付いていない白色のセルは計算式が入っているため直接入力できません)

3 提出先・問い合わせ先

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市福祉課 介護保険担当

電話：0944-41-2683

※ 郵送の場合は封筒の表に朱書きで「令和4年度処遇改善等実績報告書在中」と記入してください。

4 申請様式等入手方法

大牟田市ホームページからダウンロードしてください。

[https://www.city.omuta.lg.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c\\_id=5&id=14278](https://www.city.omuta.lg.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=14278)

## 5 留意事項

- (1) 複数の事業所をまとめて届出している事業所の中に、大牟田市指定以外の事業所が含まれる場合は、その事業所を指定した市町村または都道府県にも実績報告の提出が必要です。
- (2) 実績報告で、仮に賃金改善額が加算による収入を下回っている場合は、一時金や賞与(ただし、ベースアップ等支援加算の場合は、加算額の2/3以上は「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」として支給し、加算による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。  
加算の算定要件は、「賃金改善額が加算による収入額を上回ること」ですので、悪質な事例については全額返還となる場合があります。福岡県ホームページにQ&A等が掲載されていますので確認してください。)
- (3) 実績報告書の記載誤りが多くなっておりますので、作成に当たっては必ず『記入例』を参照していただきますようお願いします。
- (4) 介護分野の文書に係る負担軽減のため、賃金台帳等の添付書類は求めないこととなりました。  
ただし、実績報告書の内容を確認する書類は、介護サービス事業所等において適切に保管し、市からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう管理をお願いします。
- (5) 処遇改善加算等に係る届出書(実績報告書を含む)の提出に係る受理通知については交付しません。  
なお、届出書の受付記録を希望する場合は、提出された届出書に市受付印を押印したものの写しを控えとして渡します(郵送提出で控を希望する場合は、宛名を記載し切手を添付した返信用封筒を同封してください)。

## 6 「平成24年度報酬改定に関するQ&A」(参考)

問 237 実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、返還する必要があるのか。

(答)

加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回るとは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。

なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

問 238 期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。

(答)

加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。